

十二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

改正案	現行
<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第一百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（信認金）</p> <p>第一百一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>4 ～ 7 （略）</p> <p>（広告等の規制）</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（信認金）</p> <p>第一百一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>4 ～ 7 （略）</p>

第二百十三条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容

について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品取引員の商号

二 商品取引員である旨

三 商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 | 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘すること。

二 商品市場における取引等の受託を内容とする契約(第二百五一条、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

(新設)

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

二 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。

三〇九 (略)

(損失補てん等の禁止)

第二百十四条の二 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するたため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は

三〇九 (略)

(新設)

これらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2 | 商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 | 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 | 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 | 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3 | 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二百一十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補て

んに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下この条から第二百十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）を締結しようとするときは

一 当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

二〇四（略）

2（商品取引員の説明義務及び損害賠償責任）
第二百十八条（略）

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならぬ場合において、第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧

、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

二〇四（略）

2（商品取引員の説明義務及び損害賠償責任）
第二百十八条（略）
（新設）

2 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなければならぬ場合において、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品取引所法第二百十四条(第一号に係る部分に限る。)」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に
対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において
同じ。）を委託した者（商品取引員、金融商品取引法第二条第三項
第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関
する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品
投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。）をいう。

2～4 （略）

（他の法令との関係）

第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するもの
については、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めると
ころによるものとする。

（削る）

（削る）

第三百五十八条の二 第二百十四条の二第一項の規定に違反した場合
においては、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人
その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に
対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において
同じ。）を委託した者（商品取引員、証券取引法第二条第三項第一
号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する
法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資
販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者その他の政令
で定める者を除く。）をいう。

2～4 （略）

（他の法令との関係）

第三百四十八条 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、
第六条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところに
よるものとする。

一 証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場に類
似する施設

二 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設
する同条第三項に規定する金融先物市場に類似する施設

（新設）

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

八| 第二百十四条第二号の規定に違反した者

九〇十四 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

六| 第二百十四条の二第二項の規定に違反した者

七| 第二百十四条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の

記載をして提出した者

八〇十四 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三| 第二百十三条の二第一項(第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

四| 第二百十三条の二第二項の規定に違反した者

五・六 (略)

七| 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十三 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

六〇十二 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

(新設)

若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百七十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八・九 (略)

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第七号、第十号及び第十一号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

五・六 (略)

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十三条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百二十条の三において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

三 (略)

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

二 (略)